

# 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」 及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の 一部改正に関する意見募集について

平成 30 年 2 月  
国 土 交 通 省  
自 動 車 局

自動車運送事業者が運転者の勤務時間等を定めるときの具体的基準は勤務時間等告示等とすることとされており、また、自動車運送事業者には乗務員の健康状態を健康診断により把握することとされておりますが、当該運転者及び乗務員に、運転者や乗務員を兼ねる個人事業主や法人の業務を執行する役員等が含まれるか否かが不明確でした。

今般、自動車運送事業従事者の長時間労働や、運転者の疾病等に起因する事故が問題になっていることから、上記について明確化し、運転者の過労運転の防止や健康状態の把握が確実に行われるようにすることを検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対するご意見を募集いたします。

## ＜意見募集要領＞

### 1. 意見募集対象

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正についての概要（別紙）

### 2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局安全政策課において配布

### 3. 意見募集期間

平成 30 年 2 月 20 日（火）～平成 30 年 3 月 21 日（水）（必着）

### 4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

#### ① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-annzenn-shourei-kenkou@ml.mlit.go.jp

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

③ FAX

FAX番号 03-5253-1636

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局安全政策課 森本、熊本

電話番号（直通） 03-5253-8566

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41623）

(意見提出様式)

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	